奥さんも国民年金へどうぞ!!

保険料の特例納付のお勧め!!

皆さん方は、年が明ける毎に年金を受ける年令が近づいてきますが、あなたは年金制度に加入しておられますか。又その保険料を遅滞なく納めておられますか。

あなたがもし国民年金制度に加入されておらなかったら、いまからでも遅くありません。いますぐ年金係へ相談のうえ国民年金に加入されるようお勧め致します。

国民年金ではこの老齢年金を受けるためには、原則として二十才より六十才までの間に最低二十五年の保険料納付期間又は、免除期間(昭和五年四月一日以前に生れた人は年齢による期間短縮の特例があります)が必要です。

いままで国民年金では時効と云う制度があるために二年を経過した未納保険料は納めることができないとされているために、国民年金に加入していない人は年齢(六十五才)に達しても年金を受けることができないとか、又国民年金の保険料を未納のままにしておかれると納付要件を満すことができなく年齢(六十五才)に達しても年金を受けることができなくなったり又少額の年金しか受けることの出来ない人も出てきます。(年金は保険料を納入した月数によって受ける額が変ります)このような人達が一人でも無く、多くの年金を受けられるようにとのことから今回の法律改正でいままで時効により納められなくなっていた期間の保険料を特例により昭和四十九年一月より昭和五十年十二月三十一日までの間(二年間)に納められることになりました。

ただしこの保険料を納入される場合は改正後の保険料一律月額九〇〇円となります。

尚不明の点がありましたら役場厚生課年金係までお問い合せ下さい。

軽度の身体障害者にも

福祉年金が支給!

これまでよりも、やや軽い人にも障害福祉年金が支給されるようになりました。

国民年金法に定める障害の程度表(以下別表と云う)いままで、障害福祉年金では、障害の程度が国民年金法の別表に定める一級に該当する程度の重い障害に限り支給されていました。又昭和四十六年十一月からは六十五才以上の二級程度の障害者には、老齢福祉年金(廃疾老齢)を早期支給が行われていましたが法律改正で支給範囲が広げられ、これら二級程度の障害には障害福祉年金がこの四月より支給されます(ただし、法律施行昭和四十九年三月において七〇才以上老齢福祉年金を受給している人は該当しません)したがって身体障害者手帳の交付を受けている人、又これらに匹敵する障害のある人は、左記にある別表の等級と対象し該当すると思われる人は役場厚生課年金係まで相談申請して下さい。

別表

障害の程度	障害の状態
一級 一	両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
一級 二	両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
一級 三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
一級 四	両上肢のすべての指を欠くもの
一級 五	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
一級 六	両下肢を足関節以上で欠くもの
一級 七	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
一級 八	体幹の機能にすわっていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの
一級 九	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
一級 一〇	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
一級 一一	身体の機能の障害又は病状が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二級 一	両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの
二級 二	両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
二級 三	平衡機能に著しい障害を有するもの
二級 四	咀嚼の機能を欠くもの
二級 五	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
二級 六	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
二級 七	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
二級 八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
二級 九	一上肢のすべての指を欠くもの
二級 一〇	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
二級 一一	両下肢のすべての指を欠くもの
二級 一二	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
二級 一三	一下肢を足関節以上で欠くもの
二級 一四	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
二級 一五	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
二級 一六	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二級 一七	身体の機能の障害又は病状が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

人権コーナー

私たちの人権は、正しく守られているでしょうか。

私達の日常生活に水や空気が欠かせないように、私達が幸福な生活を送るには、お互いに人権が尊重されていなければならないでしょう。

この大切な人権は、みなさん方の不断の努力によって保持しなければなりませんが、あなたの地域の人権擁護委員はみなさんのよき相談相手になります。これから本紙を通じて、毎回身近な事柄をとらえて皆さんとともに「人権」について考えていきましょう。

このような時、あなたならどうしますか。

〈心配ごと〉

兄の長男を下宿させました、私の長女と恋愛関係に入り、本人たちは結婚する気でいます。いとこ同士の結婚は許されるでしょうか。

〈お答え〉

いとこには四親等の血族ですから、法律上禁止されていません。

(参照 民法七三四、七三六条)

立仏小学校が完成

12日には竣工成

山田小学校は以前数回となく、紙上を通じお知らせしたように、近年急速な都市化に伴い人口が急増しており、今後も児童増が見込まれることから、山田小学校から分離して、昭和四十六年四十七年の二ケ年にわたり、三五〇〇〇㎡の用地を買収、翌四十八、四十九の二ケ年継続事業により、総工費約四億五千五百万円の巨費を投じて、鉄筋コンクリート三階建(一部四階)十二学級規模の近代建築を誇る校舎が完成した。

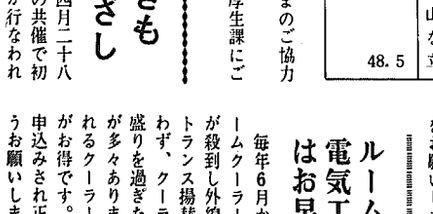

この校舎に学ぶ児童は、寺地、寺地団地、焼鮒団地、立仏、四部落の各児童三〇〇余人が、新しい設備のもとで勉学にはげめるわけで、特に町内の学校では初めてのセントラルヒーティング方式の暖房設備をととのい、新しい施設、設備のもとで教育効果も一段と上るものと期待される。

町民親善大運動会

ときところ

六月十六日(日)

黒埼中学校グラウンド

沿革

昭和23. 7	中蒲原郡曽野木村(現新潟市曽ノ木)より分村合併し、黒埼村立山田小学校と改称す。
23. 9	6学級編成となる。
29. 12	校舎改築工事竣工
38. 2	校地拡張 560坪を買収
38. 12	校区改訂、15周年記念式典を挙行
39. 6	新潟地震のため校地、校舎ともに甚大なる被害を受ける。
41. 11	体育館竣工
42. 4	9学級編成となる。
43. 1	11学級編成となる。
44. 1	校舎増築
44. 4	12学級編成となる。
45. 7	プール完成する。
47. 4	13学級編成となる。
48. 2	町制施行に伴い、黒埼町立山田小学校と改称す。
48. 4	立仏小学校新設す。 山田小学校で校区を分離し授業を行なう。8学級編成となる。
48. 5	立仏小学校完成し児童が移動する。

赤十字社員になりましょう

一世帯に一人は

赤十字はみんなの力で、人類の平和のために、また救援活動にと活躍しております。本町では昭和十六年四月の大野新町の大火、また最近では五月九日石廊崎を襲った大地震、五月十日には本県見附市に発生した大火などに赤十字は、いち速く救援物資や救護班をおくり感謝されています。

なお国際的には、現在ラオスに日本赤十字奉仕団として医療班が派遣され、難民の救護のために日夜をわかたぬ活動を続けております。平和を求め人間の生命を尊重するために行動するのが赤十字です。それが平和を愛し願う総べての心であると信ずるからです。このような崇高な精神のもとに赤十字社はあるのです。一世帯に一人は必らず赤十字の社員になりましょう。この社員になるにも難しい手続きや特別の資格はいりません。近く役場から配布される赤十字の封筒に社費(三百円以上)を納入することにより、日本赤十字社の社員として登録されるのです。赤十字を通じてあなたは世界の平和と人類の福祉につながる人道的な事業に参加することになるのです。みなさまのご協力をお願い申しあげます。

なお不明の点は役場厚生課にご連絡ください。

6月1日~31日 赤十字運動月間

老いも若きも

山頂めざし

快晴にめぐまれた、四月二十八日、町公民館・山の会の共催で初めての角田山町民登山が行なわれた。

この催しに参加した、老若男女三十数人は、色とりどりの服装におにぎりや、水筒を肩にかけ、汗をふきふき山頂めざして歩を運ぶ、新緑の美しい自然の中に、全員が山頂にたどりつくと、中食には主催者が心づくしの豚汁とコーヒーに舌づつみをうち下山した。帰路の途中五ケ浜で一時間程休けいし午後五時全員無事に帰宅した。

公民館では秋にもう一度計画の予定でおりますので多数の参加を期待しています。

山頂での中食に呑づつみ

伊豆半島沖地震の義援金に協力を

去る五月九日八時二十三分発生の伊豆半島沖地震については、各種報道機関の情報によりその被害等については充分ご承知の通りですが、これに対する義援金を受付けております。みなさまのご協力をお願いします。 役場厚生課

ルームクーラーの電気工事の申込みはお早めに!

毎年6月から7月にかけて、ルームクーラーの電気工事の申込みが殺到し外線工事(引込線張替、トランス場替えなど)等が間に合わず、クーラーの使用開始が夏の盛りを過ぎた8月以降になることが多々あります。せっかく購入されるクーラーは早くから使った方がお得です。電気工事は早目にお申込みされ正しくお使い下さるようお願いします。 東北電力